

茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録要領

1 趣旨

この要領は、茅ヶ崎市が発注する小規模な（茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第20条第6号に定める金額を超えない）土地及び道路並びに施設その他土地の定着物に係る、修繕（以下「小規模修繕」という。）について、市内の事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るため、茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録制度（以下「小規模修繕登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる契約

小規模修繕登録制度を利用した業者選定の対象となる契約は、小規模修繕のうち、内容が軽易で、かつ、履行の確保が確実であると認められる契約とする。

3 登録できる者

小規模修繕登録制度に基づき登録できる者は、茅ヶ崎市内に住所を有する個人事業主又は茅ヶ崎市内に本店もしくは主たる事業所がある法人で、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない者
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」による入札参加資格登録をしていない者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有している者
- (4) 本市に納付すべき税の課税があり（個人事業主については非課税者を除く）かつ滞納がない者
- (5) 引続き6ヶ月以上その業務を営んでいる者
- (6) 個人事業主又は法人の役員等が、茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第4号）第2条第3項に定める暴力団員、同条第4項に定める暴力団員等又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等（以下「暴力団員等」という。）でない者

4 登録の方法

- (1) 登録を希望する者は、茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出するものとする。

(2) 受付期日は、次のいずれかによるものとする。

ア 定期登録

受付期日は、西暦年の偶数年（以下「登録年」という。）の8月の別に定める日とする。

イ 随時登録

定期登録の申請が出来なかった者は、随時に登録の申請を行うことが出来るものとする。受付期日は、毎月15日（茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1項に規定する休日の場合は、翌開庁日）までとする。登録内容の更新は、受付期日の翌月の1日とする。ただし、登録年の9月中の申請については、登録年の11月1日とする。また、登録年の9月1日更新分は、申請できないものとする。

(3) 市長は、登録をしたい者から登録申請書等の提出があったとき、書類審査を行い、審査結果に基づき、茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録名簿（様式第2号）（以下、「登録名簿」という。）に登録する。

(4) 市長は、登録申請書等を提出した者に対し、審査結果を茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 登録の変更の方法

(1) 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者変更登録申請書（様式第3号）に必要書類を添付して提出するものとする。

(2) 受付期日は、随時登録と同様とする。

(3) 市長は、登録者から変更申請書等の提出があったとき、書類審査を行い、審査結果に基づき登録名簿を変更する。

(4) 市長は、変更申請書等を提出した者に対し、審査結果を茅ヶ崎市小規模修繕契約希望者登録審査結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

6 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録年の10月1日から2年間とする。ただし、随時登録されたものの登録の有効期間は、登録名簿に記載された日から、当該日以降に到来する登録年の9月30日までとする。

7 登録名簿の公開

登録名簿は、各課に公開するとともに、閲覧により一般にも公開するものとする。

8 運用

この登録に際し、法的に必要な登録、免許又は許可を要するものを除き、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目については無審査であるので、業者選定に際しては各課かいで必要な確認に努めること。

9 契約保証金

登録者との契約締結に際しては、茅ヶ崎市契約規則第30条に規定する契約保証金を免除するものとする。

10 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、市長は登録名簿から登録を抹消することができる。

- (1) 登録者が、受注した小規模修繕を、茅ヶ崎市契約規則その他の関係法令に基づき信義に従い誠実に履行しなかった場合
- (2) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合
- (3) 自ら登録名簿から登録の抹消を申し出た場合
- (4) 登録できる者に当てはまらなくなった場合

11 庶務

小規模修繕登録制度の庶務は、経営総務部契約検査課において処理する。

12 その他の事項

この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。ただし、登録の受付は、同年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年10月1日登録分から適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月29日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年10月1日登録分から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年10月1日登録分から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年10月1日登録分から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。